盛川の河川環境保全に係る確認事項

平成 28 年 11 月 30 日に開催した第 2 回盛川内水面漁業振興協議会において、盛川の河川環境の保全を図るため、関係機関は次のとおり取り組むことを確認した。

- 1 岩手県採石工業組合は、盛川流域に所在する傘下の採石事業者に対して、アユの解禁前及び 解禁日には、濁水の防止対策について、特段の注意を払うよう指導する。
- 2 岩手県採石工業組合は、盛川流域に所在する傘下の採石事業者に対して、盛川の水質環境に 影響を及ぼすリスクがある大規模工事を行う場合は、その内容について盛川漁業協同組合に対 して周知するとともに、必要に応じて意見交換を行うよう指導する。
- 3 岩手県沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター及び大船渡市都市整備部建設課は、河川工 事(災害復旧工事を含む)に際して、計画段階で盛川漁業協同組合に情報を提供する。
- 4 大船渡市商工港湾部商工課は、盛川流域で実施する岩石採取場災害パトロールの河川汚濁に関する調査結果について、盛川漁業協同組合に情報を提供する。

平成 28 年 11 月 30 日

盛川内水面漁業振興協議会